

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について

気水第 42 号
令和 2 年 8 月 3 日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年神奈川県条例第 32 号）を令和 2 年 3 月 31 日に公布し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 2 年神奈川県規則第 62 号）を令和 2 年 7 月 3 日に公布しました。これら改正条例及び改正規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行します。

改正の趣旨及び内容については、別紙のとおりですので、条例の円滑な施行及び運用を図られますよう通知します。

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）は、工場等の設置についての規制、事業活動における環境の保全のための措置等を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定され、平成10年4月から施行してきた。

条例では、5年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、近年の生活環境の状況や環境関係法令の改正等の状況、施行における課題等を踏まえ検討を行った。その結果、大規模災害の発生等に対応するとともに、関連法令の改正を受けた条例改正を行う必要があることから、令和2年3月31日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県条例第32号）を公布（以下、同条例による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「改正前の条例」といい、改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例を「条例」という。）し、令和2年10月1日より施行することとした。

また、この条例改正とともに、所要の改正を行うため、令和2年7月3日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年神奈川県規則第62号）を公布（以下、同条例による改正前の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）を「改正前の規則」といい、改正後の神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を「規則」という。）し、令和2年10月1日より施行することとした。

2 改正の概要

- (1) 災害時の指定事業所に係る手続きの特例措置（第16条～第17条の2、第34条の2、第35条、第119条、第120条関係）

災害発生時における事業活動の早期復旧に資するよう、大規模災害発生後の一定期間については、指定事業所に係る手続きに係る特例の措置を設けた。

- (2) 環境管理事業所等制度の改善（第8条、第10条、第18条～第24条、第42条の3関係）

事業者の環境に関する自主管理を推進するため、環境配慮推進事業所の名称を優良環境管理事業所に変更するとともに、認定手続の合理化等するため規定を改めた。

- (3) 土壌汚染対策に係る規定の整理（第59条、第60条、第62条、第63条の2、第63条の3関係）

土壌汚染対策法と連携した効果的な取組を推進するため、同法の規制対象となる土地について、条例手続きを不要とする合理化を図る等規定を改めた。

- (4) 地下水採取規制に係る手続きの合理化（第78条、第79条関係）

地下水を採取するための揚水施設の軽微な変更などについては、許可制から届出制に改めた。

- (5) 災害発生時等の汚染状況把握のための知事の措置（第112条の2関係）

災害の発生により有害な化学物質が事業所から漏洩等し、人の健康等に被害が生じるおそれがある場合に、知事が迅速に環境調査を実施する規定を設けた。

(6) その他の改正

都市計画法の改正により「田園住居地域」が創設されたことに伴い、定義等に追加したほか、指定事業所に係る変更許可及び変更届出事項の規定の整理、排水指定物質の規定方法の見直し、ディーゼル車規制に係る基準等を規則委任事項として整理するなど、規定を改めた。

第2 改正の内容

1 定義（第2条関係）

(1) 特定有害物質（第2条第8号）

改正前の条例では、特定有害物質の定義は地下浸透禁止物質に包含する規定となっていたが、必ずしも地下浸透禁止物質と関連させる必然性はないことから、特定有害物質は土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質である旨定義を改めた。

(2) 住居系地域（第2条第14号）

都市計画法の改正（平成29年5月12日公布）に伴い、新たな用途地域として「田園住居地域」が追加された。田園住居地域は「農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする」とされている。また、建築基準法においては、田園住居地域に建築することができる建築物の用途については、「第二種低層住居専用地域」と同等の制限が行われている。

当該法改正を受け、騒音規制法及び振動規制法においては、原則として第二種低層住居専用地域と同等の扱いとすることが適当である旨示されている。

これらのことから、条例においても住居系地域の定義に「田園住居地域」を追加して規定した。

2 指定事業所の変更に係る手続き（第8条、第10条、規則第11条、規則第16条関係）

(1) 変更許可及び変更届出事項の整理（第8条第1項、第10条第1項、規則第11条第2項、規則第16条第1項・第2項）

指定事業所の変更に係る手続きは、平成23年の条例改正により全面的に見直しを行い、「周辺の地域の生活環境に対する影響のあるもので行政が事前に把握すべき事項」として「人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性のある変更等」を許可申請、「その他事後のある一定期間に変更等の内容を把握していれば支障のない事項」を事後届出として整理したところである。

今回の改正にあたっては、平成23年改正時の考え方に沿って、直近の施行状況等も踏まえて、改めて変更許可又は変更届出の対象となる事項について見直しを行った。その結果、次のとおり改めることとした。

ア 第3条第2項第8号（指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間）に係る変更

改正前の条例では、予測値が増大しない変更は軽微な変更該当するとして、変更

許可の対象から除外し、変更届出の対象としていた。

しかし、使用時間の変更により規制基準が厳しくなる場合などは、「周辺の地域の生活環境に対する影響のあるもので行政が事前に把握すべき事項」に該当することから、予測値が増大しない場合であっても規制基準が厳しくなる変更については、変更許可の対象となるよう改めた。

イ 第3条第2項第9号（原材料、燃料及び用水の種類及び使用量）に係る変更

改正前の条例では予測値が増大するとして変更許可の対象となる変更以外は手続き不要であったが、手続き不要とした変更の中にも行政が把握すべき事項を含んでいることから、変更届出の対象となるよう改めた。

ウ 第3条第2項第16号（指定作業68「炭化水素系物質の受け入れ、保管又は出荷の作業」を行う指定施設を設置する指定事業所における、当該指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量）に係る変更

改正前の条例では、予測値が増大する場合には変更許可の対象としていたが、当該事項の変更によって予測値の増減は生じないことから、変更許可の対象から除外し、変更届出の対象へ改めた。

エ 第3条第2項第17号（生コンクリートプラントその他規則で定める施設を設置する指定事業所における、自動車の出入口の位置）に係る変更

改正前の条例では手続き不要であったが、「人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性のある変更」に該当することから、変更許可の対象となるよう改めた。

オ 第3条第2項第19号（公害の防止の方法に関する計画）に係る変更

改正前の条例では、予測値が増大しない変更は軽微な変更該当するとして、変更許可の対象から除外し、変更届出の対象としていた。

しかし、数値による規制基準がなく予測値を算出していない粉じんや悪臭等に係る変更の中には、「人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性のある変更」に該当すると考えられるものも存在した。このことから、数値による規制基準がない事項に係る変更については、変更後に是正することが困難な設備に係る変更の場合には、変更許可の対象とし、行政が事前にその内容を把握することとした。

(2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所における変更届出の一部免除（第10条第2項・第3項、規則第16条第3項）

環境配慮推進事業所（改正後の優良環境管理事業所）の登録取得によるメリットとして、改正前の条例では第8条に基づく変更許可手続きを免除（公害防止上特に重要な変更として手続きが必要な場合を除く）していたが、今回の改正ではこれに追加して環境管理事業所及び優良環境管理事業所については、第10条に基づく変更届出のうち、行政が把握しておくべき一部事項に係る変更を除いて届出手続きを免除することとした。届出が必要となる変更事項は、それぞれ次のア及びイに掲げる事項である。

なお、届出が必要となる指定施設の数や規模等の変更であっても、一般の指定事業

所における届出において添付を求めている予測値や施設図面等の書類の提出は不要とし、あくまでその台数や規模・能力のみを届け出ることとした。

また、この改正により、環境管理事業所等が用いる変更届出の様式は、一般の指定事業所が用いる届出様式（第 13 号様式）とは別の様式（第 13 号様式の 2）を用いることとし、第 21 条に基づく環境管理事業所等に係る変更届出と共通の様式とすることとした。

ア 環境管理事業所の変更届出事項（第 10 条第 2 項）

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・指定事業所の名称及び所在地
- ・指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力（変更許可申請が必要な変更を除く）

イ 優良環境管理事業所の変更届出事項（第 10 条第 3 項）

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・指定事業所の名称及び所在地
- ・指定作業の種類の変更
- ・指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力（公害防止上特に重要な変更として変更許可申請が必要な変更を除く）

※指定施設の数等の変更により予測値が増大する場合、第 8 条の変更許可手続きは免除されるが、変更のあった指定施設の数や規模・能力については当該条項に基づき届け出る必要があることに留意すること。ただし上述したとおり、図面等の詳細については添付不要である。

3 災害時の特例措置（第 16 条～第 17 条の 2、第 34 条の 2、第 35 条、第 119 条、第 121 条、規則第 21 条～第 23 条の 3 関係）

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震、近年頻発する豪雨災害など、大規模災害の発生を受け、平時から災害に備えることが求められている。東日本大震災の際には、本県においても非常時における発電機やボイラーの設置、運転等についての問合せがあり、対応を行った。災害発生時には、このように発電機やボイラーの設置をはじめ、廃棄物処理施設等の設置、また、災害により破損した設備の改修や更新が想定されるが、これらはいずれも応急的な対応や事業活動の復旧のために行われるものであることから、早急な対応が必要になると考えられる。しかし、改正前の条例では、その設置や変更にあたり、事前手続きにより許可が必要となる場合があり、手続きに相当の時間を要することが想定された。そこで、事業活動の早期復旧に資するため、災害時における指定事業所の設置等に係る手続きについて、次のとおり特例の措置を講ずることとした。

(1) 特例措置対象災害の指定（第 16 条、規則第 21 条）

知事は、災害の発生によりその対応又は迅速な復旧のために特例の措置を講ずる必要があると認める時は、当該災害を特例措置対象災害として指定することとした。

当該災害の指定は、公示により行うこととしており、その方法は県ホームページへ

の掲載又は県庁舎前への掲示等を予定している。

また、公示の内容は、「災害の種類及び発生日」、「適用する地域」、「対象となる期間」等である。適用する地域は、市町村単位での指定を予定しており、対象となる期間は災害発生日から最長6ヶ月となる。

(2) 設置の許可及び変更の許可に係る特例措置（第17条、第34条の2、第35条、規則第22条～第23条の3）

特例措置対象災害に起因して対象期間中に、許可を要する指定事業所の設置（第3条第1項対象）又は変更（第8条第1項対象）を行う場合には、その設置又は変更が応急措置のため又は損傷した指定事業所の復旧のために必要な場合については、一定の条件のもと事前の許可申請を不要とし、事後に特例の届出として手続きを行うことができることとした。なお、特例措置の対象となる期間中であっても、事業者が当該制度を利用せず、通常の許可申請により設置又は変更を希望する場合には、通常の手続きにより許可を受けることも可能である。

ア 対象となる設置又は変更

(ア) 応急措置のために必要な指定事業所の設置又は変更

応急措置のために必要な指定事業所の設置又は変更の対象は、指定作業の種類により限定するものとし、対象となる指定作業は、(1)の公示により合わせて指定する。現時点において指定を想定している指定作業は次に掲げる作業である。

- ・指定作業 49 発電の作業
- ・指定作業 51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業
- ・指定作業 61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の過熱又は空気の加温若しくは冷却の作業
- ・指定作業 66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業

(イ) 復旧のために必要な指定事業所の変更

既に設置許可を受けている指定事業所が災害により損傷した場合における復旧のために行う変更を対象としており、対象となる指定作業に限定は設けず、損傷した指定事業所の復旧のための変更であれば、全ての指定事業所が対象となる。

イ 必要な手続き

(ア) 特例措置事前届出書の届出

当該制度を利用して指定事業所の設置又は変更を行おうとする者は、指定事業所の設置又は変更に着手する前に「特例措置事前届出書（第16号様式の2）」を知事に届け出る必要がある。当該届出には、設置又は変更を行う指定作業の概要や特例の措置を講ずる理由を記載する。また、損傷した指定事業所の復旧のための変更の場合であって、「復旧のために必要な変更であることを証する書類」の添付が可能な場合には当該書類を添付する。なお、「復旧のために必要な変更であることを証する書類」とは、損傷状況が分かる写真等を想定しているが、災害の発生により添付が困難な場合や外観では損傷が分からない場合も想定されることから、当該

書類は必ずしも添付を求めるものではない。

また、知事は届出を確認した結果、当該指定事業所の設置又は変更が応急措置のため又は損傷した指定事業所の復旧のために必要なものではないと認めるときは、第 34 条の 2 に基づき、届出者に事業の停止等、必要な措置を命じることができる。

(イ) 特例措置による設置届出書又は変更届出書の届出

(ア)の「特例措置事前届出書」を届け出た者は、指定事業所を新たに設置した場合には、設置の工事が完了した日から起算して 60 日以内に「特例措置による指定事業所設置届出書（第 16 号様式の 3）」を、また、指定事業所の変更を行った場合には、変更した日から起算して 60 日以内に「特例措置による指定事業所に係る変更届出書（第 16 号様式の 4）」を知事に届け出る必要がある。届出事項は、通常の第 3 条第 1 項又は第 8 条第 1 項に基づく許可申請における申請事項とほぼ同様の内容となっており、添付書類についても同様の書類が必要となる。

なお、(ア)の特例措置事前届出書を提出し、事前に許可を得ることなく指定事業所の設置又は変更をしたにも関わらず、当該設置届出書又は変更届出書を届け出ない場合には、知事は第 34 条の 2 に基づき、事業者による事業の停止等、必要な措置を命じることができる。

(ウ) 知事による審査

知事は、(イ)による設置届出書又は変更届出書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、第 4 条に定める許可の基準を満足するときは、届出者にその旨を通知するものとした。なお、当該通知は文書により行うことを原則とする。また、当該通知により、通知を受けた者は第 3 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の許可を受けた者とみなされることとなる。

また、知事は、審査の結果、届出の内容が許可の基準を満足しないと認めるときは、第 34 条の 2 に基づき、届出者に対して排煙等の処理の方法や施設の構造等の改善など必要な措置を命じることができる。

(エ) 設置又は変更計画の中止届出書の届出

(ア)の「特例措置事前届出書」を届け出た者は、当該届出に係る指定事業所の設置又は変更の計画を中止したときは、その日から起算して 15 日以内に「特例措置による指定事業所設置（変更）計画中止届出書（第 16 号様式の 5）」を知事に届け出る必要がある。

(3) 届出に係る特例措置（第 17 条の 2）

指定事業所に係る変更の届出（第 10 条）、承継届出（第 11 条）、廃止等の届出（第 12 条）及び環境管理事業所等に係る変更の届出（第 21 条）について、対象期間中に履行期限が到来するものについては、当該届出の履行期限を 30 日間延長することとした。

(4) 罰則の整理（第 119 条、第 121 条）

許可に係る特例措置を設けたことに伴い、これらの規定に違反して届出をしなかった者や措置命令等の命令に違反した者等について、罰則が適用される対象に追加した。なお、量刑については、通常時の許可（第3条第1項、第8条第1項）違反や命令（第34条、第35条）違反と同等である。

4 環境管理事業所及び優良環境管理事業所（第8条、第10条、第18条～第24条、第42条の3、規則第16条、規則第24条、規則第26条の2～第26条の4、規則第28条、規則第29条、規則別表第1の4関係）

(1) 環境管理事業所の認定基準の追加（規則第24条第8号）

環境管理事業所制度は、環境に係る一定の管理能力を備えた事業者については、行政手続を簡素・合理化し一部の手続を省略できる仕組みとして導入した制度であるが、条例に基づく手続き違反を起こしている事業所が認定を取得している事例が生じていた。このため、認定基準に「条例第3条第1項又は第8条第1項の規定に違反して指定事業所を設置又は位置等の変更を行った場合にあっては、当該違反に係る状況を是正した日から3年以上経過していること」を追加した。

なお、改正条例施行の際、すでに環境管理事業所の認定を受けている事業所については、当該認定の有効期間が満了するまでの間は改正前の基準が適用されることに留意すること。

(2) 優良環境管理事業所に係る手続きの合理化等（第8条第1項、第18条～第24条、規則第26条の2～第26条の4、規則第28条、規則第29条、規則別表第1の4）

改正前の環境配慮推進事業所制度は、平成23年の条例改正において、事業者による自主管理を一層促進することを目的として導入した制度である。仕組みとしては、従前の環境管理事業所制度を見直し、環境管理事業所の中でさらに優れた取組を行う事業所を環境配慮推進事業所として登録する2段階の評価制度としたものである。

しかし、当該制度を施行・運用する中でいくつかの課題が生じてきたことから、これらを改善し、さらに制度の活用を促進するため、次のとおり改めることとした。

ア 名称の変更

環境配慮推進事業所の名称からは環境管理事業所とどちらが優れた事業所であるか分からないといった課題があったことから、「優良環境管理事業所」と名称を改めた。

イ 認定取得手続きの合理化

改正前の条例では、環境配慮推進事業所の登録申請を行うには、まず環境管理事業所の認定を取得する必要がある、2つの申請をそれぞれ行う必要があったことから、手続きが煩雑であるという課題があった。このため、今回の改正により環境管理事業所又は優良環境管理事業所のどちらか一方を選択して認定を取得する制度に改めた。当該改正により、認定基準や申請書類等について次のとおり整理した。

(ア) 認定基準

優良環境管理事業所の認定は、改正前の環境配慮推進事業所と同様に、環境管理事業所の認定基準を満足したうえで、規則別表第1の4に定める認定基準を満足することが必要になる。なお、規則別表第1の4に定める基準のうち、環境への負荷の低減に関する要件及び化学物質の適正な管理に関する要件については、各関連指針の改正と合わせて次に掲げる事項を改めた。

a 環境への負荷の低減に関する要件

- ・樹脂ペレットの環境中への流出防止の取組について追加
- ・遺伝子組換え作業に伴い発生する排煙、排水等の適正処理及び処理施設の維持管理について追加

b 化学物質の適正な管理に関する要件

未然防止対策に係る項目について、第1段階において災害の被害想定や災害発生時の環境リスク等の把握、第2段階において施設及び設備等の整備、第3段階において、マニュアルの整備など事故に備えた体制の整備等を行うよう改めた。

(イ) 添付書類の簡略化

改正前の環境配慮推進事業所の登録申請では、規則別表第1の4に定める基準に照らして事業者自らが自己評価した結果について、その根拠となる書類の添付を求めていた。しかし、この書類が膨大であり、申請書の作成業務が煩雑であることが、制度の活用が進まない一因となっていた。そこで、今回の改正により、これらの書類については、申請書の様式中に名称を記載するのみとし、添付は求めないこととした。また、書類の添付に替えて行政機関が申請を受け付けた後に事業所の現地調査を行うことにより、証明書類の在処や内容を確認し、基準に適合した事業所であるか確認を行うこととした。

(ウ) 認定の有効期間の延長

改正前の環境配慮推進事業所の登録の有効期間は「3年の範囲内で知事が定める期間」としており、運用において申請書類により環境マネジメントシステムの審査登録機関による登録の有効期限を確認し、その期間に合わせるべきものとしてきた。しかし、環境マネジメントシステムによっては、登録期間が1年間のものや、また、登録期間が3年間のものであっても登録期間の途中で本制度の認定・登録申請を行う場合には、残りの期間が短く、認定・登録を受けてもすぐに有効期間が終了してしまうという課題があった。そこで、制度の活用を促進するため、優良環境管理事業所の認定の有効期間を環境マネジメントシステムの登録期間によらず、認定の開始の日から6年間とすることとした。なお、認定事業所が有効期間の途中で環境マネジメントシステムの再登録を行った場合には、第21条に基づく環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更届出書を届け出る必要がある。また、環境マネジメントシステムの再登録を行わなかった場合には、認定基準に適合しなくなるため、第24条に基づく認定の取消しを行うこととなる。この取消しは、事業者からの申出により行う場合は、不利益処分には該当しないが、

事業者からの申出なく行う場合には、不利益処分に該当するため、行政手続条例の手續に則り実施する必要がある。

また、環境管理事業所の認定の有効期間は、第 18 条第 3 項において「3 年の範囲内で知事が定める期間」と規定しており、当該規定に変更はないが、優良環境管理事業所と同様、環境マネジメントシステムの登録期間に合わせるとしていたこれまでの運用を改め、認定の開始の日から 3 年間とすることとした。環境マネジメントシステムの再登録や認定の取消しに係る手續きは優良環境管理事業所と同様である。

(エ) 経過措置

改正条例施行の際に環境配慮推進事業所の登録（第 19 条の 2 第 1 項）を受けている事業所については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、第 18 条の 2 第 1 項の規定による認定を受けた優良環境管理事業所とみなされる。また、合わせて環境管理事業所の認定は失効する。

(3) 環境管理事業所等の認定取得によるメリットの追加（第 10 条第 2 項・第 3 項、第 42 条の 3 第 1 項、規則第 16 条第 3 項）

改正前の条例では、環境配慮推進事業所については、指定事業所に係る変更許可（第 8 条）が免除されていたが、環境管理事業所については手續き面での認定取得によるメリットが無く、環境管理事業所、環境配慮推進事業所ともに、認定・登録の取得によるメリットの少なさが制度の活用が進まない大きな要因となっていた。そこで、環境管理事業所及び優良環境管理事業所について、次のとおり手續き面での認定取得によるメリットを付加することとした。

ア 指定事業所に係る変更届出（第 10 条）の一部免除

指定事業所に係る変更届出については、氏名変更等の一部事項を除いて、免除することとした。必要な届出事項等については、2 (2) 参照。

イ 指定事業所に係る化学物質管理状況報告書（第 42 条の 3）の免除

全ての指定事業所に対して 3 年に 1 回の報告を義務付けている化学物質管理状況報告書の提出を免除することとした。

(4) 環境管理事業所等の公表方法の追加（第 20 条、規則第 28 条）

環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る事項の公表は、事業者にとっては環境への取組を県民にアピールする機会となり、県民にとっては、環境管理事業所等の取組を知る機会となることから、改正前の条例では公表事項を記載した書面を知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うこととしていた。しかし、近年では、インターネットが普及したことにより、これに加え県ホームページでの公表も行っていることから、公表の方法にインターネットの利用を追加するなど現状に合わせて規定を改めた。

(5) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更届出（第 21 条、規則第 29 条）

環境に係る一定の管理能力を備えた事業者に対して認定を行うという制度の趣旨を鑑み、環境管理事業所等に係る変更届出について、行政が把握しておくべき事項を整理し、規則第 26 条第 2 号～第 5 号に定める事項に係る変更を届出の対象から除外した。また、第 10 条の規定に基づく指定事業所に係る変更届出と、当該変更届出が同時に提出されることもあることから、まとめて 1 つの手続きとして行うことができるよう、届出様式を共通の様式（第 13 号様式の 2）に改めた。

5 大気・騒音・振動に係る規制（第 55 条、規則第 4 条、規則第 11 条、規則第 32 条、規則第 42 条、規則別表第 4、11、12 関係）

(1) 排煙の測定頻度の見直し（規則第 32 条第 2 項）

平成 29 年に大気汚染防止法が改正され、ガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であって、水素（温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算したものをいう。）の製造能力が毎時 1,000 立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）に係る窒素酸化物及びばいじんの測定頻度が緩和された。当該施設は、窒素酸化物及びばいじんの濃度が低く、大気保全上の支障がないと考えられることから、条例においても測定頻度を 5 年に 1 回以上と緩和する。

(2) 給油施設に係る炭化水素系物質の発散防止のための設備基準の見直し等（規則第 42 条第 1 項、規則別表第 4）

改正前の規則では、給油施設に係る炭化水素系物質の発散防止のための設備基準として、通気管において蒸気返還方式接続設備を設けることとしていた。これは、揮発油を運搬するタンクローリーから荷卸しする際に放出される炭化水素系物質の蒸気を大気中に放出しないためのものであるが、近年、蒸気返還方式接続設備以外にも蒸気を回収する技術が導入されていることから、蒸気返還方式以外の方法による設備も設備基準として認めるよう規則別表第 4 の給油施設に係る施設に備えるべき設備の基準を改めた。

また、改正前の規則では、揮発油を運搬するタンクローリーにも蒸気返還方式接続設備を設けるよう規定していたが、給油施設に蒸気返還方式以外の方法で炭化水素系物質の発散を防止する設備が設置されている場合には、タンクローリーに蒸気返還方式接続設備は不要であることから、蒸気返還方式接続設備の設置義務を除外するよう改めた。

(3) 騒音等の規制基準に係る地域の見直し（第 55 条、規則別表第 11、12）

1 (2) のとおり、住居系地域に田園住居地域が追加されたことから、次のとおり騒音等の規制基準に係る地域に田園住居地域を第二種低層住居専用地域と同等の扱いとして追加した。

ア 飲食店営業に係る営業時間の制限の規制対象となる住居専用地域に、田園住居地

域を追加した。

イ 規則別表第 11（騒音の規制基準）及び 12（振動の規制基準）の地域区分に田園住居地域を追加した。

(4) 振動に係る規制基準が適用される事業所の敷地境界線の見直し（規則第 4 条第 2 項、規則第 11 条第 4 項、規則別表第 12）

改正前の規則では、騒音に係る規制基準の適用について、複数の事業所が立地する一団の土地においては、知事が認めるときは当該一団の土地の敷地境界線を規制基準が適用される事業所の敷地境界線とすることができると規定していたが、振動ではそのような規定を設けていなかった。しかし、振動に係る規制基準の適用についても、当該一段の土地の利用状況から適当と認められる場合には騒音と同様に扱うことが適当であることから、当該一団の土地の敷地境界線を振動に係る規制基準が適用される事業所の敷地境界線とすることができるよう改めた。

また、当該改正に伴い、指定事業所に係る許可申請書に、当該一団の土地を共有利用していることを証する書類等を添付するよう改めた。

6 水質の汚濁の防止に関する規制基準（第 28 条、規則第 35 条関係）

(1) 排水の規制基準に係る規定の見直し（第 28 条第 1 項第 1 号）

公共用水域に排出される排水の規制基準のうち、事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度については、「排水指定物質ごと」に定めるものとして規定していたが、規則別表第 9 において規制する物質には排水指定物質の化合物や異性体等を規制の対象としているものがあるため、「排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごと」に定めるものとするよう規定方法を改めた。

(2) 地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る施設の構造基準（規則第 35 条）

第 29 条では、地下水の汚染を防止する観点から恒常的な排出方法として地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出することを禁止し、非意図的な地下浸透を防止するため、作業に係る施設の構造基準を定めている。

改正前の条例では、地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る施設を設置するときには、規則で定める構造を有するものとして、不透水性材質の床面の表面を耐性のある材質により被覆するよう求めていた。これについて、酸、アルカリ等のコンクリートを腐食するような溶液を使用する場合や、有機塩素系溶剤を製造等する場合など、物質の種類若しくは性状により必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性のある材質による被覆又は地下浸透を防止することができる材質の受皿の設置等、追加的な浸透防止措置を講ずるものとするよう改正した。

また、有機塩素系溶剤を製造等する作業に係る施設における床面の表面を被覆する材質として、フラン樹脂、弗素樹脂、エポキシアクリレート樹脂といった有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつ合成樹脂を明示していたが、現在において特筆する必要性は低く、

新たな素材の開発等にも対応するため、「耐薬品性及び不浸透性のある材質」に包含させることとした。

7 化学物質の適正管理（規則第 40 条関係）

第 42 条に基づき報告された化学物質の取扱量等の情報については、災害時における被害拡大の防止等に有益な情報であると考えられる。そこで、これらの情報を活用するため、県内市町村の環境部局や各消防本部等の関係機関に情報提供することができるよう、報告様式中に情報提供に係る事業者の同意に関する欄を設け、提供に同意しない場合にはチェックを入れ、その理由の記載を求めることとした。関係機関に提供する情報は、事業者名、事業所名、事業所所在地、主たる業種、用途、化学物質名及び取扱量（使用量・製造量）であり、年 1 回の提供を予定している。

なお、同意を得ることとした背景には、化学物質の名称等の情報は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（以下「化管法」という。）において秘密情報の保護に関する規定が置かれているとおり、秘密情報に該当する場合もあると想定されていることがある。本情報提供は、災害時の対応に活用することを目的として行うものであるが、情報の管理にあたっては注意が必要であることから、事業者にはあらかじめ情報提供に係る同意を得ることとした。ただし、提供に同意しない場合とは、あくまで当該情報が秘密情報に該当する場合を想定したものであることから、原則として化管法第 6 条第 4 項に基づき秘密情報として認められた場合に限るものである。なお、化管法に基づき秘密情報と認められた場合であっても、化学物質名を対応化学物質分類名に変更して提供することに同意する場合にはその旨を表明する欄を設けた。災害時の対応に活用するという趣旨を鑑みると、秘密情報に該当する場合であっても可能な限り物質名を変更して提供することへの同意が望まれる。

8 土壌汚染対策（第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 63 条の 2、第 63 条の 3、規則第 48 条の 5、規則第 48 条の 7、規則第 51 条の 2、規則第 51 条の 3、規則第 55 条の 3、規則第 56 条の 3 関係）

本県における土壌汚染対策は、特定有害物質を取り扱う事業者の責務として、汚染された土壌に起因する公害を防止するよう、条例の制定当初から取り組んできた。平成 15 年に土壌汚染対策法が施行されて以降は同法と連携した効果的な取組を推進しており、今回の改正においても、近年の法改正を踏まえつつ、同法と重複する規定の見直しを行うなどの規制の合理化を図ることとした。

(1) 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等（第 59 条第 2 項）及び土壌調査結果記録等の管理（第 62 条第 2 項）における記録等の交付規定の追加

第 59 条第 1 項は、特定有害物質を製造、使用、処理又は保管する事業所の設置者に対し、その使用状況等を調査し記録する義務を課しており、同条第 2 項では、当該事業所の敷地（特定有害物質使用地）を譲渡等する場合は、その記録を譲渡等する相手方に

交付することを義務付けている。これらの規定は、特定有害物質使用地を不用意に改変することに伴う土壌の汚染に起因する公害を防止するとともに、土壌の汚染に係る調査を行う場合の効率化を図るものである。

(2)に記述するとおり、今回の改正では、特定有害物質使用事業所において土壌汚染対策法の規制が適用される場合は、条例に基づく廃止時調査及び報告の義務を適用しないこととしたが、特定有害物質の使用状況等の記録は、同法に基づく地歴調査においても有効活用されることが望まれるものである。そこで今回の改正では、特定有害物質使用地が借地である場合に、土地の形質変更や有害物質使用特定施設の廃止などの同法に基づく調査義務が生じる機会をとらえ、法の調査義務者である土地所有者等に当該使用状況等の記録の写しを交付する義務を追加することとした。また、第62条第1項に基づき保存することとしている土壌調査結果記録等についても同様である。

(2) 特定有害物質使用事業所の廃止時調査及び報告義務の適用除外（第59条第3項）

第59条第3項は、特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときに、事業所の設置者に対し土壌調査を義務付けるものであるが、その事業所が土壌汚染対策法第3条第1項に規定される有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場である場合は、同法に規定される廃止時の土壌調査及び報告等の義務も適用され、法と条例の双方により規制されていた。平成16年の条例改正において、法と条例の土壌調査が重複する場合に条例の土壌調査を不要とする改正を行ったが、今回、さらなる規制の合理化を図る観点から、調査結果の報告についても不要とすることとした。

(3) 特定有害物質使用地の土地の形質の変更に係る届出の適用除外（第60条第1項、規則第51条の2）

第60条は、特定有害物質使用地における掘削等の区画形質の変更に起因する公害の防止を目的とし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為を除き、あらかじめ区画形質の変更に係る計画等を知事へ届出し、土壌の汚染の状況に係る調査を実施して報告する義務を課している。

今回の改正では、規制の合理化を図る観点から、土壌汚染対策法に基づき管理される土地の形質の変更は、条例による届出を不要とした。また、この規定は、通常管理行為や土壌汚染を拡散させるおそれが小さい軽易な行為までを規制する趣旨ではないことから、「通常管理行為、軽易な行為その他の行為」として届出を不要とする行為を規則で定めることとした。具体的には、掘削した土壌を特定有害物質使用地から搬出しないこと、土壌の飛散又は流出を伴う形質の変更ではないこと及び土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であることのいずれにも該当する行為であり、ここでいう「土壌の飛散又は流出」とは、土地の形質の変更を行う場所からの土壌の飛散又は流出をいう。

これに伴い、平成10年3月31日付け環総第128号の条例施行通知中7(3)イ(イ)の「土地の区画形質の変更」は、～その規模を問わず適用除外とすべきではない。」の

部分を削除する。

なお、これらの届出を不要とする行為を行う場合であっても、第59条第1項に基づき、事業所の敷地の造成状況の概要を記録しておく必要があることに留意されたい。

(4) 土壌調査を不要とする土地の形質の変更の見直し（規則第51条の3）

規則第51条の3では、条例に基づき土地の区画形質の変更を届け出たもののうち、公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更にあつては、土壌の汚染状態の調査の実施及び調査結果の報告を不要とすることを規定している。今回、第60条第1項の改正により、届出を不要とする土地の形質の変更を新たに規定したことに伴い、土壌調査を不要とする形質の変更の要件についても見直し、新たに、「汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地」における形質の変更等を規定することとした。

また、この改正に伴い、届出の時点で「汚染土壌が存在するおそれ」の把握状況を記載することで土壌調査の要否を確認できるよう、土地区画形質変更等届出書（第23号様式）の様式を改正することとした。

なお、土壌汚染が存在するおそれの区分は、第58条の6に基づき定めている「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」2(3)に示すとおり、第59条第1項の記録（特定有害物質の使用状況等の記録）及び第62条第1項の記録（土壌調査結果等の記録）その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査で把握した情報により判断するものであることに留意されたい。

(5) 周知計画の作成義務の適用除外（規則第55条の3第1項）

第60条の2に基づく周知計画の作成は、規則において、汚染された土地の区画形質を変更する事業者に義務を課している。

平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法により、要措置区域等のうち臨海部特例区域における形質の変更については、同法に基づき管理され、区域の性質上、人の健康に係る被害を生ずるおそれの観点から周辺に及ぼす影響が低いと認められることから、今回の改正では、周知計画の作成義務を課す事業者から、当該区域において土地の形質の変更をする事業者を除外することとした。

(6) ダイオキシン類に係る記録の管理等に係る準用規定の見直し（第63条の2第2項）

今回の第59条第1項の記録の写しを交付する規定を追加する改正（同条第2項第3号及び第4号）は、土壌汚染対策法による土壌調査への記録の活用を目的としたものであり、同法の対象外であるダイオキシン類に係る規定として準用する必要がないため、当該改正条項をダイオキシン類管理対象事業所について準用する規定から除外するよう改正した。

(7) ダイオキシン類管理対象事業所等に係る準用規定の見直し（第 63 条の 3 及び規則第 56 条の 3）

今回の第 60 条及び第 62 条の特定有害物質使用地に係る改正のうち、土壤汚染対策法による規制との合理化を図るもの（第 60 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 62 条第 2 項第 3 号及び第 4 号）について、同法の対象外であるダイオキシン類に係る規定として準用する必要がないため、当該改正条項をダイオキシン類に読み替える規定から除外するよう改正した。

さらに、第 60 条第 1 項の土地の形質の変更の届出を不要とする改正に伴い、規則第 51 条の 2 に規定した「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」及び規則第 51 条の 3 の調査を不要とする要件の見直しに関して、ダイオキシン類管理対象事業所等について準用するとともに、必要な字句に読み替えるよう改正することとした。

9 地下水採取の変更許可及び変更届出の見直し（第 78 条、第 79 条、規則第 70 条関係）

条例では、地盤沈下の防止を図るため、指定地域内において揚水施設を設置して地下水を採取しようとするときは地下水採取の許可を要することとしており、当該許可に係る揚水施設の数、位置及び構造等を変更しようとする場合には、変更の許可を要する。

変更の許可を要する事項のうち、採取予定量を減少させる変更など、既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更については、改めて審査する必要性や事業者負担などを考慮し、変更の許可を不要とし、変更届出の対象とするよう改めた。なお、変更許可の対象から除外される事項については、規則で定めることとした。

10 自動車の使用に伴う環境負荷の低減（第 96 条の 3、第 96 条の 4、第 96 条の 7～第 96 条の 9、規則第 79 条、規則第 87 条の 2、規則第 87 条の 4、規則別表第 14～16 関係）

「第 8 章 自動車の使用に伴う環境負荷低減」については、今回の改正に伴いその運用に大きな変更はないが、これまで条例別表（改正前条例別表第 2～第 4）に定めていた特定自動車の運行規制に係る排出基準、特定自動車から排出される粒子状物質の量及び燃料規制に係る禁止燃料の規定について、他の規制基準等と同様に規則委任事項として整理した。

このうち、自動車から排出される粒子状物質の量を増大させるものとして使用を禁止する燃料の性状に係る規定（改正前条例別表第 4）を規則別表第 16 として定めるに当たり、硫黄分の基準値について、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）により定められる軽油の強制規格の値に合わせて改正した。

また、運行規制を適用するまでの猶予期間を定めた第 96 条の 7 では、特種自動車（8 ナンバー）にあっては、粒子状物質減少装置の装着が技術的に困難な場合を想定し、規則で別に猶予期間を定められることとしていたが、これまで該当する特種自動車は存在せず、今後も適用事例が想定されないことから、当該規定を削除した。

11 災害発生時等の汚染状況把握のための知事の措置（第 112 条の 2 関係）

災害の発生により事業所から有害な化学物質が環境中に漏洩等した場合に、環境汚染の状況を迅速に把握することは、県民の健康保護等の観点から非常に重要なことである。このため、災害その他非常の事態が発生し、漏洩等した化学物質により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、その汚染状況を把握する必要がある場合には、県が市町村、民間事業者等と連携を図りながら環境調査を実施する旨の規定を設けた。

具体的には、災害時に環境中に漏洩等した有害な化学物質について迅速な環境調査を実施するため、県市町村共通の業務マニュアル等を作成し、連絡体制を整備するなど、関係機関との連携を進めていく。また、災害時には、県の試験研究機関である環境科学センターが被災することも想定されることから、不測の事態に備え、調査体制も強化を図る必要がある。このため、平成 29 年 10 月に一般社団法人神奈川県環境計量協議会と締結した「災害時における有害化学物質等の調査に関する協定」に基づき、民間事業者との連携も進めていく。

12 その他

(1) 指定施設の追加及び削除（規則別表第 1 関係）

ア 規則別表第 1 の 51 の項に掲げる「資源の再生又は廃棄物の処理の作業」

各種リサイクル法の整備に伴い、平成 24 年の規則改正により「資源の再生の作業」に用いる指定施設に乾燥施設、圧縮成形施設、発酵施設及びメタン発酵施設を追加したところである。しかし、これらの施設は「廃棄物の処理の作業」に用いる場合であっても、処理対象物の性状は同様のものであり、公害発生の蓋然性が大きく異なるものではないことから、「廃棄物の処理の作業」に用いる場合についても対象となるよう追加した。

イ 規則別表第 1 の 58 の項に掲げる「写真の現像又は図面等の複写の作業」

図面等の複写作業については、ガス現像式ジアゾ複写機から P P C 複写方式に置き換えられ、また、図面作成は C A D が主流になっていることから、図面の複写そのものを行う必要性も少なくなっている。このため、「ガス現像式ジアゾ複写機」は今後増加する可能性は低いものと考えられることから、当該項から削除した。

(2) 環境汚染の原因物質及び基準値の見直し（規則別表第 17 関係）

規則別表第 17 では、第 113 条の 3 に規定する「環境汚染」の原因となる物質を「環境汚染原因物質」として規定し、それぞれ基準値を定めている。この基準値は、国の環境基準や指針値等を参考に行っているが、条例を運用する間に、環境基準等が定められている項目の追加や基準値の改正が行われた。このため、環境汚染原因物質の項目及び基準値を改めるほか、測定方法の見直しを行った。なお、全垂鉛等の水生生物の保全に係る環境基準が定められている項目については、水生生物の生息状況に応じた類型ごとに環境基準が設定されていることから、知事が別に定める水域の区分に応じて基準値を設定することとした。